秀長さんプロジェクト推進協議会物産品販売所設営・管理運営業務 仕様書

1 業務名

秀長さんプロジェクト推進協議会物産品販売所設営・管理運営業務

2 業務の目的

郡山城主であった豊臣秀長がクローズアップされるなか、さらに地域を盛り上げるため、秀長さんプロジェクトがやまと郡山城ホール等の周遊拠点における物産品販売に関する運営・管理等を実施することで、大和郡山市及び奈良県の名産品などのPR、魅力発信や来訪者の満足度向上により、観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月末日まで

4 履行場所

DMG MORI やまと郡山城ホール (奈良県大和郡山市北郡山町 211-3) 近鉄郡山駅東側改札前広場 (奈良県大和郡山市南郡山町 238-3)

5 展示拠点 (大河ドラマ館) 基本情報

開催期間(予定) 令和8年3月2日(月)~令和9年1月22日(金) 開催時間(予定) 午前10時~午後5時(最終入場 午後4時30分) 休館日 なし(年末年始(12月29日~翌1月4日)を除く) 場所 DMG MORI やまと郡山城ホール・展示室(約180㎡)

目標入場者数 10万人以上

入場料(予定) 大人 400~600円 (大河ドラマ館以外の施設は無料)

- ※この基本情報はあくまで予定であり、大和郡山市及び秀長さんプロジェクト推進協議会(以下「発注者」という。)の都合及び社会情勢により変更する場合がある。
- ※やまと郡山城ホールの休館日は、「やまと郡山城ホール条例(平成12年10月2日・大和郡山条例第25号)」の規定のとおりとし、大河ドラマ館及び物産品販売所のみの部分開放となる。 なお、施設の点検整備等による全館臨時休館日が設定される場合があります。

6 DMG MORI やまと郡山城ホールの基本情報

ホール概要

- ・DMG MORI やまと郡山城ホール(以下「城ホール」という。)は、文化会館、 図書館と武道場を併設する複合施設である。
- ・一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社が、大和郡山市の指定を受けて城ホールの管理運営(図書館は施設管理のみ)を行っている。

利用状況 (文化会館)

令和 4 年度 利用者数)124,055 人 稼働率)52% 令和 5 年度 利用者数)147,211 人 稼働率)67%

令和6年度 利用者数) 131,601人 稼働率) 60% R7.1 現在

駐車場 駐車可能台数) 170 台

料金体系) 2時間まで無料、2時間以上1日・500円

年間駐車台数) 4年度 28,140台 令和5年度 30,774台 6年度 26,079台 (R7.1現在) ※有料のみ

7 物産品販売所の情報

- (1) 対象施設の面積
 - ① 城ホール特設販売所
 - ・販売スペース 約50.00 m²
 - ・バックヤード 約12.80 m² (スタジオA)
 - ※城ホール特設販売所の平面図イメージについては、別紙参照
 - ② 近鉄郡山駅東側仮設店舗販売所(以下「近鉄郡山駅前販売所」という。)
 - ・販売スペース 6.85 m²
 - ※近鉄郡山駅前の平面図イメージについては、別紙参照
- (2) 使用可能な設備及び費用負担について
 - ① 城ホール特設販売所
 - ・光熱水費が発生する場合は、発注者が負担する。
 - ・電話やインターネットなどの通信回線を使用するための引込みを行う場合の工事費やランニングコストについては、受注者が負担する。また、ディスプレイ用の間接照明等を必要とする場合の設置等に係る費用は、受注者が負担する。なお、給排水設備の設置は困難となっている。
 - ② 近鉄郡山駅前販売所
 - ・光熱水費及び建物賃料については、発注者が負担する。
 - ・電話やインターネットなどの通信回線を使用するための引込みを行う場合の工事費やランニングコストについては、受注者が負担する。また、ディスプレイ用の間接照明等を必要とする場合の設置等に係る費用は、受注者が負担する。
 - ・電灯、コンセント、手洗用給排水管(子メータ方式)は既設のものを使用すること。
 - ・トイレは、駅舎内を利用のこと(通行証方式)。

8 業務内容等

- (1) 物産品販売に関する計画の策定
 - ア 販売所における物産品販売を円滑に行い、大和郡山市及び奈良県の名産品などのPR、魅力 発信や来訪者の満足度向上に資する事業展開をするための事業運営計画について、事業提案 書を基に発注者と協議の上、策定し提出すること。
 - イ 来訪者が購入しやすく、運営が効果的に行えるよう設営計画(物販に必要な設備や間仕切り、バックヤードを含めたレイアウト・ブースイメージ等)を作成し、本計画に盛り込むこと。
 - ウ 城ホールについては、複合施設であるため、本計画の策定においては、それら他の施設の利 用者に配慮した計画であること。
 - エ 本計画の提出期限については、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 物販エリアの設営・管理運営

ア設営

- ・売場等の内装等に係る工事費等は、受注者の費用負担により施工すること。
- ・話題性、拡散性等を確保しつつ、購買につながる工夫を取り入れ、本市の魅力を空間と商品で複合的に発信できる屋内装飾を施すこと。また、秀長さんプロジェクト関連事業との統一感を持たせるため、他の関連事業者と事前に協議を行い、施工すること。
- ・大河ドラマに関する画像等を使用する場合には、事前に発注者と協議を行い、権利者の許諾 を得ること。
- ・商品の陳列方法や来場者の動線を考慮したレイアウトとすること。

・本業務に必要な什器や設備等の備品(レジ、カウンター、陳列棚、陳列台等)は、受注者が 調達し設置すること。

イ 体制

- ・業務全体を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を配置し、統括責任者は、発注 者との連絡調整に努めること。また、本業務の遂行中は、緊急時等の場合も含めて、諸事即 応可能な体制を維持すること。
- ・スタッフの配置体制や勤務体制及び労働条件、災害対応・避難誘導等を記した運営マニュアルの作成、スタッフへの周知及び記載内容の順守を徹底すること。
- ・事業運営計画に基づき、スタッフの適切な配置をすること。
- ・運営マニュアル等を用いたスタッフへの教育及び適宜指導を実施すること。
- ・スタッフの研修を定期的に行い、円滑な運営ができるようにすること。
- ・スタッフの体調の確認、感染症(新型コロナウィルス等)対策を徹底すること。
- ・クレームや要望等への対応方法を定め、誠意をもって対応すること。

ウ 運営・管理

- ・「5 大河ドラマ館基本情報」に合わせて、令和8年3月2日(月)~令和9年1月22日 (金)の午前10時~午後5時は、年末年始(12月29日~翌1月4日)を除き、営業する こと。なお、やむを得ない理由により営業時間の短縮や休業日を設ける場合には、事前に発 注者の承諾を得、情報の周知を図ること。
- ・大和郡山市や発注者の都合、社会情勢、その他の事情により営業期間、営業時間等に変更が 生じた場合、柔軟に対応すること。
- ・イベント等の開催により営業時間を延長する場合についても、柔軟に対応するものとする。
- ・受注者の都合により、営業時間を延長する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- ・現金及び売上金の適正な管理を行うこと。
- ・食品衛生や商品管理については、関連法令を遵守し、万全の対策を講じること。
- ・販売所の営業に伴い関係法令上、必要となる諸官庁等への申請、届出等については、全て受 注者の責任において行うこと。また酒類の販売も想定されることから、必要な資格を取得す ること。
- ・物産品販売に関する管理運営にあたり必要な各種保険及びスタッフを対象とした必要な保険 に加入すること。保険に加入したときは、発注者に保険証の写しを提出すること。
- ・販売スペースは、城ホールのエントランスホールの一部を使用するため、商品等の盗難防止 等には十分配慮し、必要な場合には対策を講じること。
- ・販売所内は、都度、清掃を行い、常に整理整頓し清潔さを保つこと。
- ・清掃に必要な備品及び消耗品は、受注者が用意する。
- ・感染対策に必要な備品や消耗品は、受注者が用意すること。
- ・販売所内で発生する廃棄物等は、「ごみの減量化・資源化」に留意し、適正に分別、保管、 収集、運搬、処分(再生等を含む)等を行うこと。なお、廃棄物等の保管に関しては、発注 者と協議の上、保管場所を定めること。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年・法律第137号)の定めにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により処理すること。
- ・本業務終了後、什器や設備等の備品など、受注者は自ら設けた設置物を指定された期間内 に撤去し、原状回復を行うこと。なお、原状回復が完了した後は、発注者の確認を受け、修 繕等の指示があった場合は、受注者の費用により行うこと。
- ・物産品販売所の設営・管理運営及び原状回復に要する経費、維持管理費、修繕費、廃棄物 処理費など業務に係る一切の経費は受注者が負担するものとする。

(3) 商品の仕入れ及び販売・管理

ア 仕入れ

- ・販売商品は、発注者と受注者が協議のうえ、市内及び県内の事業者商品を積極的に取り扱う こと。
- ・来訪者のニーズに合った商品の種類別割合構成を考え、特色ある商品等を取り扱うこと。
- ・大河ドラマ「豊臣兄弟!」等のロゴ及び意匠等を掲載した商品を取り扱う場合は、それぞれ の使用の許可を得ていること。
- ・仕入れ商品については、安全性等が信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵 については、受注者はすべての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮 するとともに、取扱商品については、適温管理により鮮度及び品質の保持に努め、消費期限 等を遵守すること。

イ 販売・管理

- ・購入者の利便性を考慮し、商品の配送を行うこと。また、現金、クレジットカード、電子マネー、バーコード決済等の導入を検討し、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ・商品の搬入は、城ホール事務室や他の施設と調整の上、実施すること。
- ・商品の搬入の際は、指定された駐車スペースに駐車し、指定された時間に来場者等の安全に 十分配慮した対策を講じるとともに、搬入業者への徹底を行うこと。
- ・城ホール特設販売所のスタッフ休憩スペースについては、スタジオAの使用を想定しており、秀長さんプロジェクト関連事業者との共有スペースになること、また、バックヤードとしての在庫商品の置き場については、発注者と協議を行い、管理方法を検討すること。

(4) 納入金

- ア 受注者は、物産品販売所の営業終了後、15日以内に営業期間中の収支をとりまとめ発注者に報告し、納入金を発注者に納入すること。納入金の割合は提案事項とし、収入(税抜き)の3%以上を基準に提案することとし、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- イ 収支を含む販売実績報告書を作成し、4月毎の実績を翌月の10日までに発注者に報告する こと。なお、協議会が作成を求めた場合は、これに応じるものとする。

9 特記事項

- (1) リスク分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。
- (2) 城ホール特設販売所及び近鉄郡山駅前販売所については、令和7年11月中旬以降に引き渡すことができるが、販売業務開始時期は発注者と協議すること。
- (3) スタッフの雇用にあたっては、地元雇用に努めること。
- (4) 業務遂行にあたっては、進捗状況等について適宜、連絡・報告すること。
- (5) 情報共有のため、発注者が主催する連絡会議には、必ず参加すること。
- (6) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者に承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) やむを得ない事情等により、本業務の遂行に支障が生じた場合は、発生した費用などに関して、発注者と受注者で協議を行うこと。
- (8) 誘客宣伝に係る施策は、秀長さんプロジェクト関連事業と連携を図る内容で実施すること。
- (9) 契約の履行にあたり、個人情報保護関連法令を遵守すること。
- (10) 近鉄郡山駅前販売所に係る特記事項は次のとおりとする。
 - ① 商品選定ついては、近鉄郡山駅前販売所で観光客の流れが完結しないよう、充分に配慮した選定を行うこと。
 - ② 飲食類の販売は可能とする。なお、販売を行う場合は、関係法令を遵守し、衛生管理等

には万全の対策を講じること。

- ③ 城ホール特設販売所と同様に、「5 展示拠点(大河ドラマ館)基本情報」に合わせて、 営業することを基本とするが、営業日、営業時間については、発注者と協議のうえ、決定 すること。
- ④ 休憩スペース、駐車場及び荷捌きスペース、商品管理倉庫については、設けていない。

(別紙)リスク分担表

種類	内容	負担者	
		発注者	受注者
事業内容の変更	発注者側の理由による事業内容の変更に伴う経費の増加	0	
	受注者の提案に基づく開館期間中の業務内容に伴う経費 の増額		0
債務不履行	受注者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		0
	受注者が提供するサービスの品質・利用しやすさのレベ ルが著しく低下した場合		0
	発注者の債務不履行によるもの	\circ	
不可抗力による費用 負担	自然災害(地震・台風等)に起因する費用負担 その他不可抗力に伴う事業の中止等	協議事項	
開始日の遅延	発注者側の事由に起因する販売開始日の遅延	0	
	上記以外の事由に起因する販売開始日の遅延		0
施設の損壊等による 修繕、事業中断	受注者の管理上の瑕疵による施設・設備の損傷に伴う修 繕費用等		0
	上記以外のもの	0	
第三者への賠償	受注者の故意または過失に起因する損害		0
	上記以外のもの	協議事項	
利用者の対応	受注者として対処可能な利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブル		0
情報流出	受注者の管理の不備によるもの		0
	発注者の事由によるもの	0	